平成２９年（フ）第２４１号
相模原市中央区田名6295番地　田名団地５棟5012号
債務者　鈴木　照男
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２６０号
相模原市南区南台５丁目８番６号　ハウスビュー201
債務者　天野　健斗
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２６２号
相模原市南区上鶴間本町４丁目51番15号　ドミール相模大野201
債務者　谷上　光世
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１号
山形県米沢市相生町７番65号　県営相生アパート２号235号室、前住所福島市松川町美郷３丁目13番地の９　スカイガーデン102
債務者　遠藤　舞姫
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第５５号
山形県西置賜郡白鷹町大字十王2861番地１
債務者　松浦　　豊
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第６４号
山形県米沢市杉の目町1789番地ハイムタウンオオゼキＰａｒｔ３―127号室
債務者　岩江　敏子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第６９９号
さいたま市北区別所町24番地10　サンライフＭＴ202号
債務者　神田　　久
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７１６号
埼玉県北本市中丸７丁目135番地１　パークビュー北本105
債務者　高田奈美江
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７１８号
埼玉県志木市本町６丁目28番15号　村山方
債務者　藤原　啓子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２１号
埼玉県加須市久下３丁目415番地３
債務者　瀧澤　裕哉
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３７号
埼玉県鴻巣市本町１丁目３番45―204号　アルピナ21
債務者　北山　史朗
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７８９号
埼玉県川口市川口５丁目19番５号　メゾンクレール102
債務者　方　　春美
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９０８号
さいたま市桜区西堀７丁目19番３―201号
債務者　鈴木　常生
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２９号
千葉県市川市東菅野２丁目19番17号　（ビラ・ゼン101号）
債務者　伊藤　　進
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６４８号
千葉県船橋市三山６丁目37番４号　山中方
債務者　福岡　吉啓
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６２号
千葉県習志野市藤崎４丁目３番11―206号
債務者　福村　祐人
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６４号
千葉市花見川区検見川町５丁目247番地１　ＨＯＵＳＥ　ＰＡＬＭＥ　ｃ号
債務者　西川　翔斗
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係